

鳥取市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第4号

鳥取市個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取市個人情報保護条例（平成14年鳥取市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第39条」に、「第41条」を「第40条」に、「第47条」を「第46条」に、「第48条」を「第47条」に、「第52条」を「第51条」に改める。

第2条第6号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第27条の2中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第2項」の次に「（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第28条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第36条を次のように改める。

（事業者に対する指導助言等）

第36条 市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保することができるよ

う、必要な指導及び助言を行うものとする。

第37条を削り、第38条を第37条とし、第39条を第38条とする。

第40条第2項中「及び第37条」を削り、同条を第39条とする。

第5章中第41条を第40条とし、第42条から第47条までを1条ずつ繰り上げる。

第6章中第48条を第47条とし、第49条から第52条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行日)

1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。

(鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年鳥取市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。